

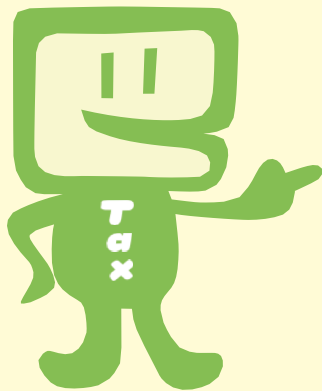
事業者の方へ



消費税の  
インボイス  
制度

# 登録申請 受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録  
申請が必要です。



## 登録申請手続は、 e-Tax をご利用ください!!

- 「e-Taxソフト (WEB版)」、 「e-Taxソフト (SP版)」 をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な  
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。 説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

**【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)**

**【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)**

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ▶

